職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

## 佐賀県人事委員会規則第10号

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(職務に関する義務の特例に関する規則の一部改正)

第1条 職務に関する義務の特例に関する規則(昭和26年佐賀県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(特例)	(特例)
第2条 前条の特例は、次に掲げるとおりとする。	第2条 前条の特例は、次に掲げるとおりとする。
(1)~(7) 略	(1)~(7) 略
(8) 地方公務員法第46条又は同法第49条の2第1項の規定に基	(8) 地方公務員法第46条 <u>若しくは</u> 第49条の2第1項の規定に <u>基</u>
<u>き</u> 、勤務条件に関する措置の要求若しくは不利益処分に関する	<u>づき</u> 、勤務条件に関する措置の要求若しくは不利益処分に関す
<u>不服申立て</u> に関し、人事委員会に出頭し <u>若しくは地方公務員法</u>	
第47条 <u>又は同法</u> 第50条第1項の審理に出席する場合	<u>くは</u> 第50条第1項の審理に出席する場合
(9)~(11) 略	(9)~(11) 略

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(不服申立ての教示)	( <u>審査請求</u> の教示)
第6条の7 一時差止処分書には、一時差止処分について、知事に対して <u>不服申立て</u> をすることができる旨及び <u>不服申立期間</u> を記載しなければならない。	第6条の7 一時差止処分書には、一時差止処分について、知事に対して <u>審査請求</u> をすることができる旨及び <u>審査請求期間</u> を記載しなければならない。

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

第3条 職員からの苦情相談に関する規則(平成17年佐賀県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(人事委員会に対する苦情相談)	(人事委員会に対する苦情相談)
第2条 略	第2条 略
2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求及び法第49条の2第1項に規定する <u>不服申立て</u> に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	よる勤務条件に関する措置の要求及び法第49条の2第1項に規定 する <u>審査請求</u> に関する事案に係る問題について、苦情相談を行う

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び職員からの苦情相談に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。